

**適用拡大情報**

農林水産省登録  
第24002号

**殺菌剤  
兼商ケプロシールド  
銅水和剤**

令和8年3月4日付けで以下の通り適用拡大されました。

<変更内容>

- 作物名「かんきつ」、「オリーブ」及び「オリーブ（葉）」に、使用方法「無人航空機による散布」を追加する。
- 作物名「おうとう」を追加する。

**太字**が追加部分です。（抜粋）

作物名	適用 病害虫名	希釈倍数	使用 液量	使用 時期	本剤の 使用回数	使用方法	銅を含む 農薬の総 使用回数
かんきつ	黒点病 そうか病	1000倍	200～ 700L/10a	発病前～ 発病初期	—	散布	—
	ナメクジ類 カタツムリ類			発生前～ 発生初期			
	かいよう病	1000～2000倍	8～ 16L/10a	発病前～ 発病初期		<b>無人航空機 による散布</b>	
	32倍	散布					
<b>おうとう</b>	褐色せん孔病	1000倍	200～ 700L/10a	発病前～ 発病初期	—	散布	—
オリーブ オリーブ(葉)	炭疽病	500～1000倍	8～ 16L/10a	発病前～ 発病初期	—	散布	—
		<b>8～16倍</b>					

<使用上の注意事項の追加>

- おうとうに使用する場合は、果実に汚れを生じるおそれがあるので、収穫間際の散布はさけること。

**【変更後】**

8. 使用上の注意事項

- 1) 本剤は貯蔵中に分離することがあるので、使用に際しては容器をよく振ること。
- 2) 石灰硫黄合剤等アルカリ性薬剤との混用はさけること。
- 3) 本剤を無人航空機による散布に使用する場合は、次の注意を守ること。

- ① 散布は各散布機種 of 散布基準に従って実施すること。

- ② 散布にあつては、散布機種に適合した散布装置を使用すること。
  - ③ 散布中、薬液が漏れないように機体の散布用配管その他散布装置の十分な点検を行うこと。
  - ④ 散布薬液の飛散によって動植物及び自動車の塗装等へ影響を与えないよう散布地域の選定に注意し、散布区域内の諸物件に十分留意すること。
  - ⑤ 散布終了後、機体の散布装置は十分洗浄し、薬液タンクの洗浄廃液は安全な場所に処理すること。また使用後の空の容器は放置せず、安全な場所に廃棄すること。
  - ⑥ 特定の農薬（混用可能が確認されているもの）を除いて原則として他の農薬との混用は行わないこと。
- 4) みずいも、みずかけな（水掛菜）、せり、クレソン、くわい、じゅんさい、ひし、まこもたけ、れんこん及びわさびに使用する場合は、ほ場内に水がない状態で使用すること。また、使用后 14 日間は入水しないこと。
  - 5) キャベツ、はくさい、レタス等結球作物を対象に使用する場合は、結球期以降の散布は薬害を生じるおそれがあるので、結球初期までに散布すること。
  - 6) きゅうり等ウリ科作物に使用する場合は、次の事項に十分注意すること。
    - (1) 幼苗期は薬害を生じやすいので、生育中期以降に散布すること。
    - (2) 高温時での散布は薬害が生じやすく、症状が強くなることがあるので散布はさけること。
  - 7) ブロッコリー及びカリフラワー等はなやさい類に使用する場合は、花蕾形成期以降の散布は花蕾に薬害を生じるおそれがあるので、使用の際には注意すること。
  - 8) ごまに使用する場合は、軽度の薬害（茎、さや等の褐色小斑点）を生じることがあるが、その後の生育及び収穫物に対する影響は認められていない。
  - 9) ナメクジ類、カタツムリ類に使用する場合は、忌避作用が主であるため予防的に散布すること。
  - 10) かんきつに使用する場合は、薬害を生じるおそれがあるので、発芽期以降は炭酸カルシウム水和剤を加用することが望ましい。
  - 11) キウイフルーツに使用する場合は、薬害を生じるおそれがあるので、次の事項に十分注意すること。
    - (1) 発芽期以降の散布には炭酸カルシウム水和剤を加用すること。
    - (2) 過度の連用はさけること。
    - (3) 品種によっては薬害を生じることがあるので事前に確認してから使用すること。
  - 12) もも、ネクタリンに使用する場合は、開花後は葉に薬害を生じるおそれがあるので、炭酸カルシウム水和剤を加用すること。
  - 13) おうとうに使用する場合は、果実に汚れを生じるおそれがあるので、収穫間際の散布はさけること。
  - 14) 小粒核果類に使用する場合は、葉芽発芽期以降は葉に薬害を生じるおそれがあるので、炭酸カルシウム水和剤を加用すること。
  - 15) りんごに使用する場合は、薬害を生じるおそれがあるので、炭酸カルシウム水和剤を加用することが望ましい。
  - 16) ぶどうに使用する場合は、薬害を生じるおそれがあるので、炭酸カルシウム水和剤を加用することが望ましい。また、果房の汚れを生じるので、無袋状態での使用は注意すること。
  - 17) 蚕に対して影響を及ぼすおそれがあるので、養蚕で使用する桑葉にかからないようにすること。
  - 18) 適用作物群に属する作物又はその新品種に本剤を初めて使用する場合は、使用者の責任において事前に薬害や作物への汚れの有無を十分確認してから使用すること。なお、病害虫防除所等関係機関の指導を受けることが望ましい。

